

質問回答書

業務名	久留米市国民健康保険生活習慣病重症化予防業務
-----	------------------------

【質問内容及び回答】 ※質問内容の文言については編集を行っています。

No.	質問内容	回答
1	【仕様書「7 データ伝送」】 データ伝送については、LGWAN 回線もしくは閉域網回線のみ利用可とありますが、VPN 回線（専用回線）であれば問題ないでしょうか。	利用する VPN サービスの種類により異なります。 専用線・キャリア提供の閉域 IP-VPN サービスであれば閉域網回線に該当しますが、インターネット経由の VPN は閉域網には該当しません。
2	【仕様書「7 データ伝送」】 「データ伝送については、個人情報の取扱いの観点から LGWAN 回線もしくは閉域網回線のみ利用可とし、必要な回線については受託者で準備すること。」とありますが、暗号化や専用線等でセキュリティを担保した「AWS (Amazon Web Services)」は、閉域網回線に該当しますでしょうか。 また、万が一該当しない場合、代替案としてセキュリティが担保された形式（例：セキュリティ便の利用）での伝送実施は可能でしょうか。	AWS 自体は閉域網回線には該当しません。 久留米市・AWS・受託者間を LGWAN 回線または閉域網回線で接続される場合、仕様上で定める要件を満たします。 なお、代替案については、仕様上、データによる伝送を指定しておりますので、セキュリティ便等で物理的に記録媒体を受け渡すような方法は想定しておりません。
3	【仕様書別添 1 及び 2「3 想定業務量」】 各勸奨事業及び保健指導事業における昨年度の実績、実施スケジュールを教えてくださいますでしょうか。	仕様書別添 1 及び 2 の「3 想定業務量」に定める件数は、これまでの実績等を踏まえて久留米市で算出した数値となります。 詳細は以下のとおりとなります。 本プロポーザルにおいては、想定業務量に定める件数分の勸奨業務等を実施する予定とし、企画及び価格の提案をしてください。

		【仕様書別添１ 糖尿病治療中断者受診勧奨】 ・令和８年度 当初勧奨１２０件、再勧奨１００件 ・令和９年度 当初勧奨１２０件、再勧奨１００件 【仕様書別添２ 糖尿病・高血圧・脂質異常症未受診者 受診勧奨】 ・令和８年度 文書による勧奨 当初勧奨２５０件、再勧奨１５０件 電話による簡易保健指導（再勧奨含む）２００件 ・令和９年度 文書による勧奨 当初勧奨２５０件、再勧奨１５０件 電話による簡易保健指導（再勧奨含む）２００件 昨年度の実施スケジュールについては、以下のとおりです。 【仕様書別添１ 関連】 ・令和７年８月 当初勧奨実施、令和８年１１月 再勧奨実施 【仕様書別添２ 関連】 ・令和７年１０月以降 毎月文書勧奨（当初分）実施 当初勧奨後、２か月経過後にレセプトデータ等を踏まえて再勧奨（文書や電話）を実施 電話による簡易保健指導はアンケート回答等をもとに随時実施 なお、本プロポーザルでは、仕様上に定める通知回数等を踏まえて、具体的な実施スケジュール等を企画提案いただき、評価を行うこととしていますので、その点は十分ご注意ください。
4	【仕様書別添２「２ 業務内容及び実施方法（３）③】 アンケート調査結果に基づく簡易保健指導について「～保健師・看護師等専門職が行うものとする。」とありますが、保健指導実績のある理学療法士及び管理栄養士は不可でしょうか。	保健師・看護師については例示であり、アンケート回答内容等をもとに保健指導を実施することができる最適な専門職を配置のうえ対応いただくことは問題ありません。 ご質問の理学療法士及び管理栄養士についても専門職に含むことは可能と認識しています。

5	【仕様書別添２「２ 業務内容及び実施方法（３）③】 「アンケート調査結果に基づく簡易保健指導」とありますが、簡易保健指導とはどのような内容を想定されていますでしょうか。（想定時間や内容） また、簡易保健指導を実施する際「主治医からの承諾書」は取得しますでしょうか。 仮に承諾書を取得しない場合、指導内容が健康相談程度に留まることとなりますが、本事業の仕様として問題がないかについてもあわせて教えていただけますでしょうか。	支援時間は、１０～２０分程度を想定しています。 簡易保健指導の内容については、アンケート調査結果に基づき、食事・運動等の保健指導、受診勧奨を行います。基本的には、未治療者が対象ですので、「主治医からの承諾書」は取得しません。しかしながら、他疾患で治療中の場合がありますので、本人からの聞き取り内容を踏まえて、保健指導をしてください。
6	【仕様書「８ 文字フォント」】 文字フォント「行政事務標準文字（MJ+）」は久留米市から提供いただくことは可能でしょうか。	宛名印字等のため久留米市から提供するデータのフォントは、デジタル庁が整備した行政事務標準文字（MJ+）となります。 受託者においてすでに当フォントを利用されている場合、支障はない想定ですが、必要な場合は文字フォントの提供等を行います。当フォントに対応できる体制を整えておくことが仕様上の要件となります。
7	【仕様書別添２「２ 受診内容及び実施方法（３）④】 原則として毎月勧奨対象者のリストを確定させ、受診勧奨通知を送付するものとなっていますが、令和９年度の通知は令和８年度と同様に８月以降の通知でよろしいでしょうか。	令和８年度分については、業務委託開始時期の都合上、仕様書では令和８年８月以降としています。 業務委託開始後は、最新のデータに基づき、原則として毎月勧奨対象者を選定していただくことを想定しております。 そのため、令和９年度分に関しては、通知開始時期を仕様書では定めておりません。 本プロポーザルでは、健診実施期間が６～３月であることを踏まえ、仕様書に基づき、最適の実施計画やスケジュールを策定のうえ企画提案いただき、評価を行うこととしています。 各データの提供時期については、仕様書に定める通りですので、仕様書を踏まえて企画提案をしてください。